

▼INDEX

- 1 来週の新規上場銘柄のご案内
- 2 JASDAQ 上場会社個人投資家向け IR 説明会のお知らせ
- 3 (日本取引所グループ発足記念)大証 FX セミナーのご案内
- 4 新着アナリストレポートのご案内
- 5 上場会社動画配信情報
- 6 証券取引等監視委員会コラム

---

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の6を抜粋しております。

---

6 証券取引等監視委員会コラム

---

開示書類の虚偽記載等について(2)

今回は、「虚偽記載等のある発行開示書類の提出」について説明したいと思います。

1. 概要

有価証券の募集又は有価証券の売出しは、原則として、発行者が当該有価証券の募集又は売出しに関し内閣総理大臣に届出をしているものでなければ、することができません(金商法第4条第1項)。そして、有価証券の募集又は売出しに係る届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合においては、有価証券届出書を内閣総理大臣に提出しなければなりません(金商法第5条第1項)。

こうした発行開示書類(有価証券届出書等)について、虚偽記載のあるものを提出した者は、刑事罰又は課徴金納付命令の対象となります。

(1) 刑事罰

有価証券届出書、訂正届出書、発行登録書及びその添付書類、訂正発行登録書、又は発行登録追補書類及びその添付書類であって、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者は、10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます(金商法第197条第1項第1号)。

また、法人の役職員が、その業務・財産に関し違反行為をしたときは、その法人に対しても7億円以下の罰金刑を科す両罰規定が置かれています(金商法第207条

第1項)。

## (2) 課徴金

一方、行政処分としては、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている発行開示書類(有価証券届出書、訂正届出書、発行登録書及びその添付書類、訂正発行登録書、又は発行登録追補書類及びその添付書類)を提出した発行者が、当該発行開示書類に基づく募集又は売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、課徴金の国庫納付命令を行うこととなります(金商法第172条の2第1項)。

課徴金額は、

(i) 発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた場合は、その取得させた有価証券の発行価額の総額の100分の2.25(株券等である場合は、100分の4.5)

(ii) 発行開示書類に基づく売出しによりその発行者が所有する有価証券を売り付けた場合は、その売り付けた有価証券の売出価額の総額の100分の2.25(株券等である場合は、100分の4.5)

です。なお、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金額は半額となります(金商法第185条の7第12項)。一方、違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金額は1.5倍となります(金商法第185条の7第13項)。

虚偽記載等のある(重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている)発行開示書類を提出した発行者の役員等であって、当該発行開示書類に虚偽記載等のあることを知りながら当該発行開示書類の提出に関与した者が、当該発行開示書類に基づく売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けたときは、当該役員等に対し、課徴金の国庫納付命令を行うこととなります(金商法第172条の2第2項)。

また、虚偽記載等のある目論見書を使用した発行者の役員等であって、当該目論見書に虚偽記載等のあることを知りながら当該目論見書の作成に関与した者が、当該目論見書に係る売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けた場合も同様です(金商法第172条の2第5項)。

課徴金額は、売り付けた有価証券の売出価額の総額の100分の2.25(株券等である場合は、100分の4.5)です。なお、違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金額は1.5倍となります(金商法第185条の7第13項)。

## 2. 事例

### (1) 犯則事件

「(株)富士バイオメディックスに係る虚偽有価証券報告書等提出事件」(平成 23 年 5 月 27 日告発)では、

(i)犯則嫌疑者 4 名は、共謀の上、犯則嫌疑法人(株)富士バイオメディックスの業務に関し、平成 19 年 8 月 31 日、関東財務局長に対し、同社の平成 18 年 6 月 1 日から平成 19 年 5 月 31 日までの連結会計年度につき、

イ)売上高が約 166 億 9600 万円、経常損失が約 5 億 1400 万円であったにもかかわらず、架空売上高を計上するなどの方法により、売上高を約 182 億 1500 万円、経常利益を約 8 億 3400 万円と記載するなどした連結損益計算書及び

ロ)出資金合計額が約 1100 万円であったにもかかわらず、架空の出資金を計上して出資金合計額が約 19 億 1100 万円であったと記載するとともに、短期借入金合計額が約 79 億 2700 万円であったにもかかわらず、40 億円の短期借入金を計上せず、短期借入金合計額を約 39 億 2700 万円と記載するなどした連結貸借対照表を各掲載した有価証券報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出したほか、

(ii)犯則嫌疑法人の代表取締役社長であった犯則嫌疑者 A は、犯則嫌疑法人が発行する株券の募集に際し、同社の業務に関し、平成 20 年 2 月 13 日、関東財務局長に対し、

イ)前記内容虚偽の連結損益計算書及び連結貸借対照表並びに

ロ)同社の平成 19 年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日までの中間連結会計期間につき、売上高が約 126 億 1400 万円、経常損失が約 2 億 8100 万円であったにもかかわらず、架空売上高を計上するなどの方法により、売上高を約 140 億 7500 万円、経常利益を約 8 億 3000 万円と記載するなどした中間連結損益計算書

を各掲載した有価証券届出書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出しました。

このほか、犯則事件としては、(株)プロデュースに係る公認会計士関与の新規上場時<sup>1</sup>有価証券届出書を含む虚偽有価証券届出書等提出事件(平成 21 年 3 月 25 日、4 月 28 日告発)などの事例があります。

## (2) 課徴金納付命令事案

「(株)シニアコミュニケーションに係る有価証券報告書等の虚偽記載及び同社役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載事案」(平成 22 年 9 月 17 日勧告)では、虚偽記載のある有価証券報告書の提出のほか、

(株)シニアコミュニケーションは、関東財務局長に対し、

(i)重要な事項につき虚偽の記載がある平成 18 年 3 月期の連結財務諸表(売上の前倒し計上、架空売上の計上等により、連結経常損益、連結当期純損益、連結純資産額につき虚偽記載)を掲載した有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基

づく募集により、平成18年11月1日、5,000株の株券を1,479,250,000円で取得させ、

(ii)重要な事項につき虚偽の記載がある平成18年3月期の連結財務諸表を掲載した有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成18年11月28日、521株の株券を145,556,980円で取得させました。

課徴金納付命令対象者A、B及びC((株)シニアコミュニケーションの役員)は、重要な事項につき虚偽の記載がある平成18年3月期の連結財務諸表を記載した目論見書を使用し、同日論見書に虚偽の記載があることを知りながら、その作成に関与し、平成18年11月2日、同日論見書に係る売出しにより、

(i)課徴金納付命令対象者Aは、同人が所有する380株の(株)シニアコミュニケーション株券を112,423,000円で

(ii)課徴金納付命令対象者Bは、同人が所有する380株の(株)シニアコミュニケーション株券を112,423,000円で

(iii)課徴金納付命令対象者Cは、同人が所有する240株の(株)シニアコミュニケーション株券を71,004,000円で

それぞれ売り付けました。

このほか、課徴金納付命令事案の主なものとしては、「(株)I H Iに係る有価証券報告書等の虚偽記載事案」(平成20年6月19日勧告)、「(株)ビックカメラに係る有価証券報告書等の虚偽記載事案」(平成21年6月26日勧告)、「日本ビクター(株)及びJ V C・ケンウッド・ホールディングス(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載事案」(平成22年6月21日勧告)などの事例があります。

\*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

-----  
☆著者紹介 河野 一郎

大阪府出身 1985年京都大学経済学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会事務局、監督局勤務を経て、2011年検査局総務課長、2012年8月より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)。

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を掲載したメールマガジンを配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>